

# 一宮市賃上げ促進支援金 募集要項

2026年3月30日制定

## 1. 趣旨

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追いついていないことを踏まえ、市内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、経済の好循環につなげていくため、予算の範囲内において、一宮市賃上げ促進支援金を支給する。

## 2. 定義

この募集要項における、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「賃金」とは、基本給など労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによつてあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与をいい、以下の手当等を含まないものをいう。
  - ア 臨時に支払われる賃金
  - イ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ウ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
  - エ 役職手当、職務手当、住宅手当などの固定手当
  - オ 精皆勤手当
  - カ 通勤手当
  - キ 家族手当
  - ク その他、名称にかかわらず上記ア～キに類するもの
- (2) 「従業員」とは、労働基準法（昭和 22 年法律 49 号）第 9 条に規定する労働者をいう。
- (3) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者とする。
  - ア 会社役員、個人事業主
  - イ 日々雇い入れられる者
  - ウ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
  - エ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
  - オ その他、臨時的に雇用される者で、継続的な雇用関係が認められない者
- (4) 「個人事業主」とは、一宮税務署へ開業届を提出している者をいう。

## 3. 支給対象者

### 【法人の場合】

- (1) 次に掲げるアからケ全てに該当すること。
  - ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企

業者の範囲\*で事業を営む者であって、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条に規定する法人のうち、公益法人（宗教法人を除く）、協同組合・普通法人その他これらに準ずる法人格を有する者であること。ただし、次の（ア）から（キ）に該当する者は除く。

- （ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）
  - （イ）特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
  - （ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）
  - （エ）一宮市が設立した法人
  - （オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
  - （カ）公益法人、協同組合等で以下のいずれにも該当しない者
    - ・資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下であること。
    - ・常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。
  - （キ）運営費の大半を一宮市から得ている事業者
- イ 一宮市内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が一宮市内にあること。ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者を除く。
- ウ 一宮市内の事業所に 2. (3)に定める常時使用する従業員を 1 人以上雇用していること。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 過去に国・都道府市・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- カ 過去 5 年間に重大な法律違反等がないこと。
- キ 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

### 【個人事業主の場合】

(2) 次に掲げるアからエに全て該当すること。

- ア 一宮市内に事業所があること。
- イ 一宮税務署へ開業届を提出していること。
- ウ 2025年及び2026年に事業実態があること。
- エ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲\*で事業を営む者であって、【法人の場合】（1）に掲げるウからケ全てに該当すること。

#### ※ 対象事業者（中小企業者等）の範囲

業 種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

\*医療法人や社会福祉法人等も含まれます。

## 4. 支給要件

### (1) 支給対象従業員

申請時点で市内事業所に勤務し、以下に規定する正規雇用労働者及び非正規雇用労働者。

(い) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。

- ア 期間の定めのない労働契約を締結している者
- イ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者
- ウ 週所定労働時間が当該事業所の通常の労働者と同等である者

(ろ) 「非正規雇用労働者」とは、週所定労働時間 20 時間以上かつ雇用期間が申請日より起算して1年以上の予定の者をいう。

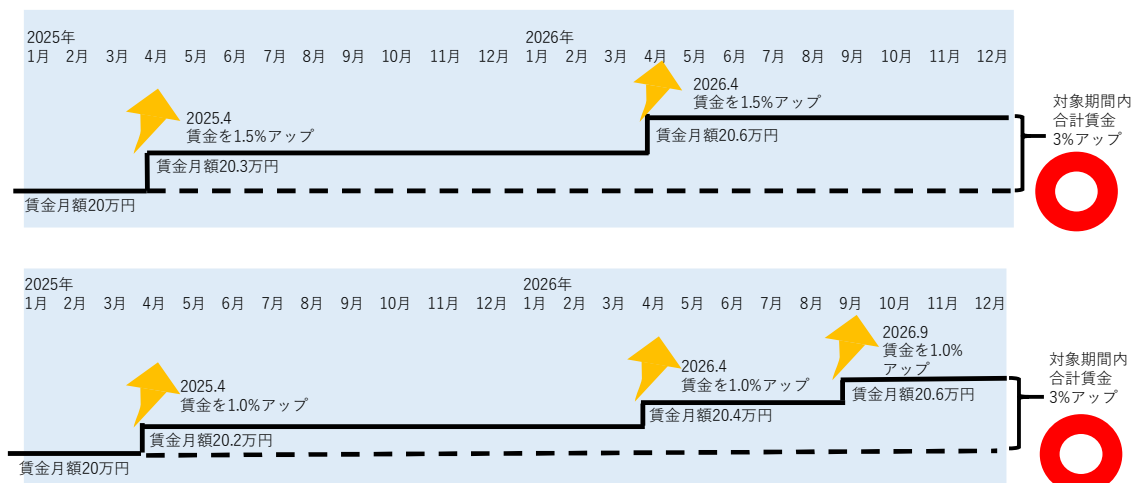
### (2) 賃上げ率

2025(令和7)年1月1日から2026(令和8)年12月31日(以下「対象期間」という。)までの期間において、支給対象従業員のごとの2.(1)で規定する賃金を賃上げ月の前月と比較して正規雇用労働者は月額3%以上、非正規雇用労働者は時給3%以上引き上げて

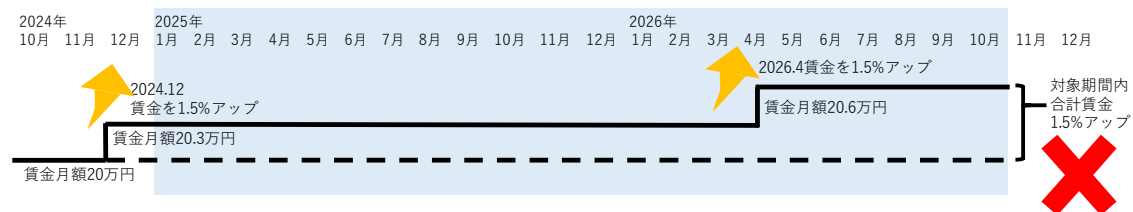
いること(以下、「3%賃上げ達成賃金」という。)

なお、対象期間において、段階的に引き上げ累計で3%賃上げ達成賃金の要件を満たした場合も該当するものとする。

例) 支給対象 **対象期間**



例) 支給対象外 **対象期間**



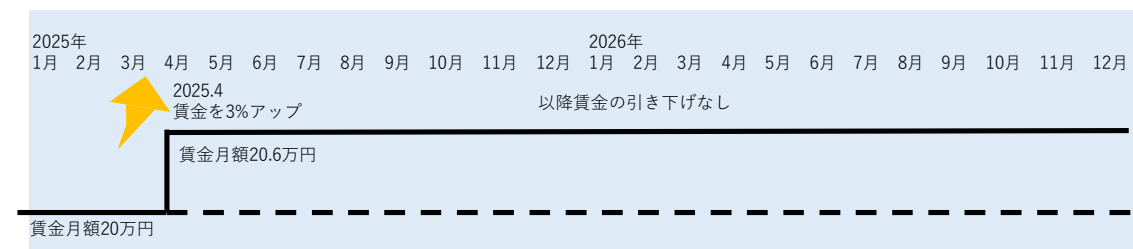
一度目の賃上げが対象期間外ですので、段階的な引き上げとならず支給対象となりません。

(3) その他

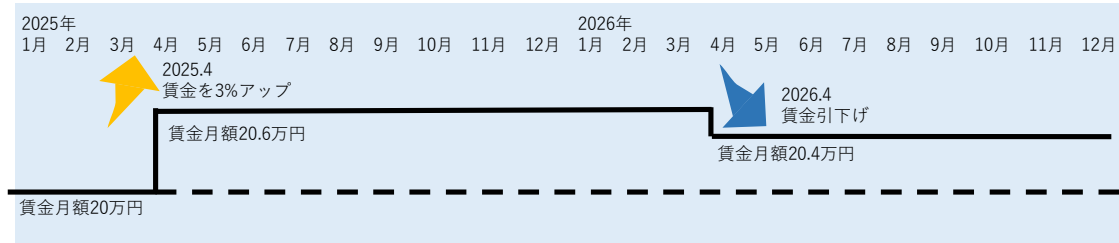
ア 最低1月以上、3%賃上げ達成賃金支給実績があること。

イ 3%賃上げ達成賃金を賃上げ実施月から1年間継続する見込みがあること。ただし、2025年中に3%賃上げ達成賃金まで引き上げた場合、2026年12月までは3%賃上げ達成賃金を継続すること。

例) 支給対象 **対象期間**



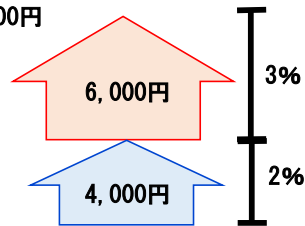
例) 支給対象外 **対象期間**



ウ 助成対象経費を対象として国等の公的機関から補助金等の交付その他これに類する助成等の財源(以下「他の助成等」という。)を受けていないこと。ただし、他の助成等により賃上げが行われた場合であっても、当該他の助成等による賃上げ分を除いた賃金が、本支援金の賃上げ率(3%)を満たす場合は、支給対象とする。

**対象**

基本給月額20万円  
賃上げ額(5%)  
10,000円

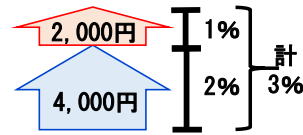


※他の助成等の例

- ・ベースアップ評価料
- ・処遇改善加算
- ・キャリアアップ助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・業務改善助成金
- ・愛知県医療機関経営支援事業

**対象外**

基本給月額20万円  
賃上げ額(3%)  
6,000円



**凡例**

- ↑ 他助成等以外の賃上げ
- ↑ 他助成等の賃上げ

**5. 支援金の額**

4. 支給要件の(1)及び(2)並びに(3)ア～ウに該当する場合は、従業員1人当たり3万円、1法人及び個人事業主当たりの申請上限人数は10人とする。

**6. 申請受付期間**

2026(令和8)年7月1日(水)から2027(令和9)年1月31日(日)まで  
紙申請は2026(令和8)年12月28日(月)まで(消印有効)

※予算額 6 億円に達した場合は、前倒しで終了します。

**【予算残額確認サイト URL】**

<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX.jp/>

## 7. 申請方法

申請者は特設サイト上の申請フォームから、必要事項の入力及び以下提出書類を添付すること。ただし、申請者がインターネットを使えない場合は紙(郵送)での申請も受け付けることができるものとする。

(1) 添付書類

- ア 賃上げ前後の対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- イ 賃金台帳等の写し（賃上げ月分及びその前月分の賃金を比較できるもの）
- ウ 支援金振込先口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等）  
が分かる預金通帳の写し等
- エ その他市長が必要と認める書類  
例)・4.(3)ウに該当する場合における、本支援金以外の助成内容を証する書類  
・ア~イのみでは支援金の補助対象か判別できないと市もしくは事務局が判断した  
場合における支援金補助対象を証する書類

(2) 提出方法

ア 電子申請

申請特設サイト上の申請フォームから、必要事項を入力し、添付書類をアップロード

**【申請特設サイト URL】**

<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX.jp/>

イ 郵送

申請書類を事務局に郵送

**【送付先(事務局)】**

〒4XX-XXXX 愛知県●●市●●町●●番地

「一宮市賃上げ促進支援事業事務局」宛

**【申請書類の入手方法】**

一宮市賃上げ促進支援事業事務局(058X-XX-XXXX)までお問い合わせください。

## 8. 宣誓・同意事項

申請者は、次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意するものとし、市長は、当該宣誓又は同意しない者には、支援金を支給しないものとする。

- (1) 上記に規定する支給対象者であること。

- (2) 市長及び事務局が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (3) 申請に係る情報について、必要に応じて関係行政機関に提供・照会されること。
- (4) 虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けた場合には、支援金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び市が事業者名を公表すること。
- (5) その他市長が別に定める誓約事項（申請フォームもしくは申込書参照）。
- (6) (1) から (5) までの内容に反した場合には、支援金を返還すること。

## 9. 申請受付後から支給までの流れ

- (1) 申請フォームに入力されたメールアドレスあてに、事務局から申請受付のお知らせを送信するものとする。ただし、紙媒体での申請の場合は、申請の受付のお知らせは実施しないものとする。
- (2) 申請内容に基づき、事務局(場合によっては市)で審査を行い、確認事項等がある場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により、連絡し、書類の修正や追加資料の提出を依頼するものとする。
- (3) 審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し、事務局から支給決定通知書を送付するものとする。

なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し、事務局から不支給決定通知書を送付するものとする。
- (4) 支給決定通知を送付した申請者に対して、速やかに振込を行うものとする。

なお、申請者の振込先口座情報に不備が存在する場合は、申請者に対し、事務局から修正確認、再提出等の依頼をするものとする。

## 10. 申請のみなし取下げ

市長は、関係書類の不備による支給要件確認不能、振込不能等があり、事務局が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責めに帰すべき事由により確認ができない場合及び関係書類の補正等に応じない場合が相当期間続いたときは、事務局が最初に連絡をした日から30日を経過した日を以て、当該支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

## 11. 支給決定の取消・減額及び支援金の返還

市長は、支援金の支給決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消し、又は減額し、支援金の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
- (2) 3.支給対象者要件を満たさないことが判明したとき
- (3) 4.支給要件を満たさないことが判明したとき
- (4) その他、市長が適当でないと認めたとき

## 12. 支援金の経理

支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る経理について、その支援金支給の原因である事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

## 13. 加算金及び延滞金

- (1) 支給決定事業者は、支援金の支給決定の取消しにより返還を求められたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- (2) 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、支給決定事業者の納付した金額が返還を求められた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を求められた支援金の額に充てられる。
- (3) 支給決定事業者は、前条の規定により支援金の返還を求められ、支援金及び加算金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- (4) 市長は、第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該支給決定事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 14. 支給後の調査

市長は、支給済み事業者のうち、任意の者について、4. 支給要件(3)のア及びイなどについて追加調査を行い、支援金の支給決定を受けた者が11. 支給決定の取消・減額及び支援金の返還各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消し、又は減額し、支援金の返還を求めるものとする。